規制改革推進会議

医療・介護・保育ワーキンググループ(第11回)

説明資料

期日:平成29年3月15日(水)15:30~

於 : 中央合同庁舎第4号館12階

共用1214会議室

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会



目次

- 1. 利用者がサービスを選べるようにする情報開示と第三者評価
- 2. 介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組み合わせ等)
- 3. 施設介護サービスの総点検



1.利用者がサービスを選べるようにする 情報開示と第三者評価



1. 利用者がサービスを選べるようにする情報開示と第三者評価

- 基本的に<u>第三者評価そのものの見直しを考えることが必要</u>であ る。
- 介護保険事業者は法人監査、実地指導・監査、第三者評価、介護 サービス情報公表制度といった様々な監査や評価及び情報開示と いった施策に伴い、加重な事務負担等が生じている実態がある。
- 一定程度内容について整理し、統一的なものとするか、事業者に とって加重な負担とならないよう運用の見直しについて検討すべ きではないか。
- <u>その見直しを踏まえたうえで、第三者評価の受審率をいかに高めるかを検討すべきである。なお、受審率を高めるにあたっては、</u> 受審側に費用負担が生じている実態を解消する必要があると考えられ、例えば受審勧奨のための費用助成等が考えられる。



2.介護サービスの多様な選択

(保険給付と保険外サービスの柔軟な組み合わせ等)



- 2.介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組み合わせ等)
- 施設サービスについては、常に利用者の生活全般を支えており、 包含的にサービス提供がなされている。 内・外という考えは惹起しがたい。
- しかし、例えば特定施設入居者生活介護サービスに関しては、介護事業経営実態調査においても介護料収益以上に介護保険事業以外の収益を確保していることや、要介護3以上高齢者への介護給付費はサービス付き高齢者向け住宅の方がより多く提供している等、適切なサービス提供となっているかどうか、国民目線で見定める必要がある。
- むしろ、<u>政府として給付費の適正化を訴えている以上、こうした</u> サービス提供の是正を図る必要があるのではないか。

2.介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組み合わせ等)

(参考1)小規模多機能型居宅介護と特定施設入居者生活介護における「保険外の利用料」

| 小規模多機能 | 型居宅介護 | | 特定施設人 | 、居者生活介護 | |
|---------|-----------------|--------|---------|-----------------|--------|
| 収益(科目) | 平成26年 調査(千円) | 比率 | 収益(科目) | 平成26年 調査(千円) | 比率 |
| 介護料収入 | 4,326 | 86.6% | 介護料収入 | 10,142 | 46.2% |
| 保険外の利用料 | 627 | 12.6% | 保険外の利用料 | 11,793 | 53.7% |
| その他 | 43 | 0.9% | その他 | 23 | 0.1% |
| 収益計 | 4,996 | 100.0% | 収益計 | 21,958 | 100.0% |

(参考2)要介護度別の介護給付

| (円) | 居宅サービス | 特養 | 有料老人ホーム (住宅型) | サ高住 (指定なし) |
|-------|---------|---------|------------------|---------------|
| 要介護3 | 149,838 | 230,450 | 251,421 | 245,582 |
| 要介護 4 | 187,585 | 251,586 | 280,777 | 279,568 |
| 要介護 5 | 237,714 | 269,840 | 337,738 | 331,614 |

大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会専門部会報告書案より





- 特養は、介護保険法と老人福祉法に位置付けられており、低所得高齢者を含め、全て の利用者の生活全般を支えており、包含的にサービス提供を行う施設であることから、 そのベースを崩すべきではない。
- また、入居要件が要介護3以上に限定されたために待機者数自体に影響が出ているこ とは考えられる(月刊「老施協」Vol.550 20168月号)が、地域のニーズに応じた 施設整備等によってマッチングが進み、待機者が減ること自体は悪いことではなく、 純粋に重点化のみの影響を図ることが困難であることに留意すべきである。
- 総点検という意味でいえば、先述のとおり、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向 け住宅等の供給量の調整及び介護等給付費の調整を別途行うことが肝要と考える。
- 国としてユニット型の施設整備を進めている一方で、地域によっては十分な年金収入 等を有していない場合もあることや、限られた資源を有効に活用していく観点を踏ま えれば養護老人ホーム及び軽費老人ホームといった既存施設の積極的活用を進めるべ きである。
- いずれも低所得高齢者のための施設という意義ある施設でありながら養護老人ホーム については、自治体が措置制度に基づき措置を行わない「措置控え」の課題があり、 軽費老人ホームについては、施設類型がいわゆる「ケアハウス」に一本化されている 結果、利用料負担が困難となる入居者に配慮し建替えができない実態がある。

• 国としてユニット型の整備方針を定めてはいるものの、年金収入の状況に鑑みれば、現在の整備目標の妥当性を検証し直す必要がある。

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (平成27年3月18日厚労告第70号、抄)

- (三)施設における生活環境の改善
- 都道府県は、<u>平成37年度</u>の地域密着型介護老人福祉施設及び介護 保険施設の入所定員の合計数のうちユニット型施設の入所定員の 合計数が占める割合については、参<u>酌標準である50%以上</u>
- そのうち、地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、70%以上とすることを目標として定めるよう努めるものとする。



☑平成26年度以降の介護老人福祉施設におけるユニット有施設の整備施設数

| | 介護老 | | | |
|-------|----------|---------|-------|--|
| | 施設数 | うちユニット有 | 構成比 | |
| | /100百又安义 | 施設数 | | |
| 平成25年 | 6,212 | 2,349 | 37.8% | |
| 平成26年 | 6,764 | 2,288 | 33.8% | |
| 平成27年 | 7,065 | 2,535 | 35.9% | |

介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省より)

☑特養入居者の実質負担分(補足給付第3段階の場合。月額)

| | ユニット型 | ユニット型 | 従来型 | 多床室 | 国民年金の |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 個室 | 準個室 | 個室 | 夕M至 | 平均年金月額 |
| 要介護1 | 77,550 | 77,550 | 60,510 | 47,010 | |
| 要介護 2 | 79,710 | 79,530 | 62,520 | 49,020 | |
| 要介護3 | 81,660 | 81,660 | 64,560 | 51,060 | 54,497 |
| 要介護4 | 83,640 | 83,640 | 66,570 | 53,070 | |
| 要介護 5 | 85,620 | 85,620 | 68,520 | 55,020 | |

定員31名以上の場合。30日換算。補足給付第三段階とは、合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計80万円超などの要件が設定されている。



3.施設介護サービスの総点検(養護老人ホーム及び軽費老人ホームについて)

養護老人ホーム

- 養護老人ホームは、現在置かれている環境では生活が難しく、経済的にも問題 がある65歳以上の高齢者が市区町村の措置によって入所できる施設
- 養護老人ホームへの入所については、市区町村長の措置決定が必要 (老人福祉法第11条第1項他)

軽費老人ホーム

- 無料又は低額な料金で入居でき、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供 与することを目的とする施設(老人福祉法第20条の6他)
- 養護老人ホームとは異なり、高齢者と施設間での"契約"による施設
- 現在、附則においてA型(比較的より所得の低い高齢者が多い)、B型(自炊が できる高齢者)、ケアハウス(もっとも多い類型)、都市型ケアハウスといっ た種類がある。

以下のような問題も存在

- いずれの施設においても要介護高齢者を受け入れることは可能であるが、**要介護度"自立"でなければ** 入居できないとする扱いを行う自治体
- いずれの施設においても、**自治体の財政逼迫の結果、十分な建替え資金を留保できていない**
- Q&Aにおいて認められているにも関わらず、**多床室の養護老人ホームにおける一般型特定施設の指** 定を認めない自治体
- 低所得高齢者が入居する施設でありながら、**軽費老人ホームに生活保護受給者が入居できない扱いと** する自治体

3 . 施設介護サービスの総点検(養護老人ホームの措置控えについて)

- 養護老人ホームは、市区町村の"措置"がなければ入所できない仕組みとなってお り、自治体の担当者が措置制度を理解していない結果、措置が真に必要であって も措置制度が利用されていない実態がある。
- 全国平均は既に87%程度となっており、都道府県別に地域差(東京都と大阪 府)をみると最大4倍相当の開きがある。

| | 都道府県別 | | | | 定員うち |
|-----|-------|-----|-------|-------|--------|
| ランク | | 施設数 | 定員 | 被措置者 | 構成比 |
| 1 | 東京都 | 29 | 2,898 | 3,571 | 123.2% |
| 2 | 石 川 県 | 7 | 460 | 466 | 101.3% |
| 3 | 島根県 | 23 | 1,271 | 1,280 | 100.7% |
| 4 | 宮崎県 | 27 | 1,459 | 1,448 | 99.2% |
| 5 | 岩 手 県 | 15 | 867 | 851 | 98.2% |
| 6 | 秋 田 県 | 13 | 855 | 824 | 96.4% |
| 7 | 愛 媛 県 | 21 | 1,220 | 1,167 | 95.7% |
| 8 | 鹿児島 県 | 36 | 2,110 | 2,017 | 95.6% |
| 9 | 熊本県 | 29 | 1,470 | 1,399 | 95.2% |
| 10 | 和歌山 県 | 11 | 732 | 689 | 94.1% |
| 11 | 山形県 | 13 | 1,040 | 974 | 93.7% |
| 12 | 大 分 県 | 18 | 1,025 | 949 | 92.6% |
| 13 | 鳥取県 | 4 | 410 | 377 | 92.0% |
| 14 | 富山県 | 2 | 180 | 164 | 91.1% |
| 15 | 山口県 | 19 | 1,140 | 1,037 | 91.0% |
| 16 | 三 重 県 | 21 | 1,300 | 1,177 | 90.5% |
| 17 | 長 崎 県 | 24 | 1,425 | 1,284 | 90.1% |
| 18 | 群馬県 | 11 | 630 | 566 | 89.8% |
| 19 | 青 森 県 | 8 | 520 | 466 | 89.6% |
| 20 | 新 潟 県 | 16 | 1,320 | 1,181 | 89.5% |
| 21 | 滋賀県 | 5 | 360 | 319 | 88.6% |
| 22 | 広島県 | 22 | 1,228 | 1,087 | 88.5% |
| 23 | 神奈川 県 | 7 | 460 | 407 | 88.5% |
| 24 | 佐 賀 県 | 12 | 883 | 773 | 87.5% |
| 25 | 香 川 県 | 9 | 665 | 582 | 87.5% |
| 26 | 静岡県 | 18 | 1,078 | 942 | 87.4% |

| | | | ••••• | | |
|----|-------|-----|--------|--------|-------|
| 27 | 全 国 | 982 | 66,449 | 58,008 | 87.3% |
| 28 | 長 野 県 | 26 | 1,752 | 1,520 | 86.8% |
| 29 | 高 知 県 | 9 | 555 | 479 | 86.3% |
| 30 | 宮城県 | 7 | 506 | 436 | 86.2% |
| 31 | 福島県 | 11 | 1,001 | 841 | 84.0% |
| 32 | 福井県 | 9 | 540 | 452 | 83.7% |
| 33 | 岡山県 | 17 | 930 | 772 | 83.0% |
| 34 | 徳 島 県 | 19 | 1,020 | 841 | 82.5% |
| 35 | 栃 木 県 | 11 | 664 | 532 | 80.1% |
| 36 | 茨 城 県 | 14 | 930 | 725 | 78.0% |
| 37 | 埼 玉 県 | 13 | 815 | 635 | 77.9% |
| 38 | 千 葉 県 | 18 | 1,124 | 875 | 77.8% |
| 39 | 岐 阜 県 | 20 | 983 | 747 | 76.0% |
| 40 | 山 梨 県 | 12 | 725 | 507 | 69.9% |
| 41 | 京都府 | 8 | 473 | 322 | 68.1% |
| 42 | 福岡県 | 27 | 1,700 | 1,134 | 66.7% |
| 43 | 兵庫県 | 28 | 1,783 | 1,189 | 66.7% |
| 44 | 奈 良 県 | 11 | 700 | 432 | 61.7% |
| 45 | 北 海 道 | 71 | 5,626 | 3,395 | 60.3% |
| 46 | 沖 縄 県 | 5 | 230 | 132 | 57.4% |
| 47 | 愛 知 県 | 22 | 1,126 | 584 | 51.9% |
| 48 | 大 阪 府 | 11 | 980 | 344 | 35.1% |
| | | | | | |

13

3.施設介護サービスの総点検(軽費老人ホームA型について)

- 厚生労働省令では「ケアハウス」のみを指しており、省令・老健局長通知の附則において 軽費老人ホームA型、B型の経過的取扱いが規定されている。
- p 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成二十年五月九日厚生労働省令第百七号)

(基本方針)

- 、 第二条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、
 - 家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の 日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明る〈生活できるようにすることを目指すものでなければならない。
- 2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

p 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について

(平成20年5月30日 老発第0530002号 厚生労働省<u>老健局長通知</u>)

最終改正: 平成27年3月31日 老発第0331第5号)

最終改正:平成二七年三月三一日厚生労働省令第五七号

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、・・・平成20年6月1日より施行されるところである。

これまで、軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの設備及び運営について(昭和47年2月26日社老第17号厚生省社会局長通知)」(以下「旧通知」という。) において、軽費老人ホーム(A型)、軽費老人ホーム(B型)及びケアハウスの3類型が規定されていたところであるが、今後はケアハウスに一元化していく観点から、旧通知におけるケアハウスに係る規定を基準の本則として定め、軽費老人ホーム(A型)及び軽費老人ホーム(B型)に係る規定に関しては、現に存する施設のみに適用するものとして、附則において規定を置くこととした。

基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運営の指導に遺憾のないようにされたい。

当通知は平成20年6月1日より適用することとし、それに伴い、「軽費老人ホームの設備及び運営について・・・は同日をもって廃止する。

第1 一般的事項 1 基本方針

基準第2条は、軽費老人ホームが入所者の福祉を図るために必要な方針について総括的に規定したものであること。

基準第2条から第33条の適用を受ける軽費老人ホームは、「軽費老人ホームの設備及び運営について」・・・における「ケアハウス」を指すものである。

第6 経過的軽費老人ホーム 1 附則の趣旨

_ 軽費老人ホームは、これまで軽費老人ホーム(A型)、軽費老人ホーム(B型)、ケアハウスという3類型が並存してきたものを、今後一元化する観点から、旧通知における「ケアハウス」の基準を本則として省令化を行ったものである。

一方、従来のケアハウスとは対象としてきた利用者や提供してきたサービスが異なる軽費老人ホーム(A型)及び軽費老人ホーム(B型)については、<u>附則においてその基本方針並びに設備及び人員に関する基準の定めを置くこととした</u>ものである。

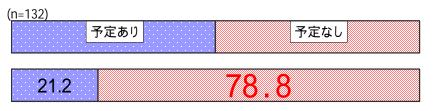
なお、この附則の基準は、この省令の施行の際、現に存する軽費老人ホームのうち、軽費老人ホームA型又は軽費老人ホームB型として、都道府県知事により指定を受けたものに限り、当該施設の建て替えまでの間適用するものであるので留意すること。

3.施設介護サービスの総点検(軽費老人ホームA型における建替えについて)

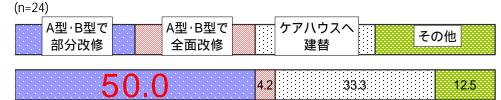
- 補助金の減額及び「経過的取扱い」により、軽費老人ホームA型で、改修もしくは建替の 計画の見込みをたてられない施設が約8割存在。
- 改修もしくは建替の計画の「予定あり」と答えた施設のうち、<u>半数が部分改修で繋いでいる実態がある。</u>これは、<u>建替え等による資金繰りが困難であること及び本人負担増の懸念</u>があることによる。

p 軽費老人ホーム A 型における状況

改修もしくは建替の計画について



「予定あり」施設における予定年度及び内容



p 軽費老人ホームA型における建替え等について

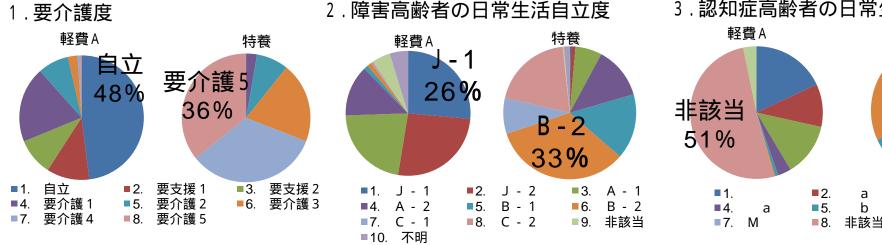
- 経済的に難しい入居者が半数くらいいる。軽費であれば月6万円少しの入居料と5千円程度のお小遣いがあれば 生活できるので、他の兄弟や家族も仕送りがしやすいが、それ以上となると自分たちの生活もあるので、難しく なる人もいる。
- 建替えは資金的にきびしい。部分改修で当面行っていきたい。
- 出来る限り「軽費」を続けていきたい。
- 全面改修するとケアハウスに変更しなければならず、そうなると利用料が高くなるため。
- 建替するとなると現在の軽費A型のまま存続できない。
- 軽費A型は低所得高齢者の受け皿になっています。とりわけ「サービス付き高齢者むけ住宅」の供給促進を目指すなか、軽費老人ホームとの役割の違いを明確にしなければならないと思います。軽費老人ホームは低所得者に対する生活支援が主な役割としなければなりません。
- 全面改築後にA型のまま残れる道を作ってほしい。

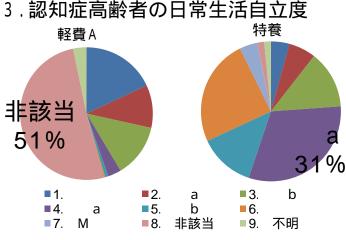
3.施設介護サービスの総点検(軽費老人ホームA型における機能について)

- いろいろな理由で、在宅でのひとり暮らしが困難になった人、また認知障害で家族との同居が困難になった人達の受け皿としての機能があると思う。低料金でありながら、生活支援サービスが 充実しており、見守り機能もあり、安心して生活できる施設としての役割が大きい。
- 軽費老人ホームでは、老朽化に伴い年間の修繕費がかさんでいます。これ以上、経費が上ることは、施設運営上かなり難しいです。これは全国の軽費老人ホーム共通の課題と思います。
- 軽費A型は絶対に必要。年金受給額が少ない人が多い。生保の方も出てくる。
- 所得が低い方に対して住まいや生活支援、介護、予防等が提供できる生活支援施設として今後に おいてもその役割はますます重要になると考えます。
- <u>軽費 A 型は、低所得層の独居老人などの受皿としての役割はもとより、様々な介護サービスを併用し、従来より介護度の高い方で、介護施設待機者などのセーフティネットとしての役割を担っ</u>ていく必要があると感じている。
- 社会の方向性として、自宅介護やヘルパーなど利用して自宅で暮らす方向に向かっています。が、 現実として老老介護で殺人や自殺が多くなったり、高齢になり、独居の不安をかかえて暮らして いる高齢者がたくさんいます。本当に困ったときの救いの場として、年金生活でも入居できる施 設が必要と思います。
- 入居金、一時金もなく、負担が少なく済むので、<u>低所得者からみると、これからも必要な施設</u>だ と思う。
- <u>低所得の方々が低額な料金で利用でき、特に食事の提供は健康の維持に大きな影響をもたらして</u> <u>いると思います。今後も運営事業(補助金)の継続を強く望みます。</u>
- サ高住など高齢者の住まいの選択肢は増えているが、低所得の人や保証人のない人などは行き場が限られてくる(ない場合も多い)ので、その方々の生活の場を、軽費・ケアハウス(特に軽費)が担わなければならないと考えている。

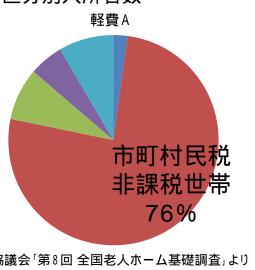
3.施設介護サービスの総点検(軽費老人ホームA型における入居者像について)

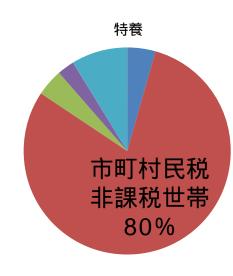
- 軽費老人ホームA型は、要介護度「自立」、障害高齢者の日常生活自立度「J-1」、認知 症高齢者の日常生活自立度「非該当」等、状態像が軽度の入居者が多数を占めている。
- 一方で、特別養護老人ホームと同程度の「市町村民税非課税世帯」(前年中の合計所得金 額が125万円以下等)の低所得高齢者を受け入れている実態がある。





4. 所得税額等による階層区分別入所者数





- ■1. 生活保護法による被保護者
- ■2. 市町村民税非課税世帯
- ■3-1. 市町村民税課税世帯(均等割)
- ■3-2. 市町村民税課税世帯(所得割)
- ■3-3. 市町村民税課税世帯(所得税課税世帯)